

平成 29 年

第 1 回市議会定例会 議案第 42 号

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要な基準を定める条例の一部改正について

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 23 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な
基準を定める条例（平成 27 年函館市条例第 28 号）の一部を次のよう
に改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の
68 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の後ろに「であって、当該
研修または同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了し
た日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研
修を修了したもの」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成 25 年度までに主任介護支援専門員研修（介護保険法施行規則
（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 68 第 1 項第 1 号に規
定する主任介護支援専門員研修をいう。以下同じ。）を修了した者に
対する改正後の第 4 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、次の表
の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修を修了した者の区分に応じ、
同号中「当該研修または同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更
新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とある
のは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成23年度までに修了した者	平成31年3月31日までにおよび同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度および平成25年度に修了した者	平成32年3月31日までにおよび同日以降5年を超えない期間ごとに

(提案理由)

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員の配置基準に関する規定を整備するため